

京都市訓令甲14号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年1月18日

京都市長 榎 本 頼 兼

第5条第2項中「、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長」を削り、「情報化推進総合センター所長」の右に「、企画推進室長」を加え、同条第13項本文中「スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室、」を削り、「及び地域教育専門主事室」を「、地域教育専門主事室及び企画推進室」に改める。

別表課長、教育環境整備室長、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長、下京中学校教育企画推進室長、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、体育健康教育室の保健課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、生涯学習総合センターの分館の館長、右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「、スチューデントシティ・ファイナンスパーク開設準備室長」を削り、「情報化推進総合センター所長」の右に「、企画推進室長」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年1月19日から施行する。

(総務局総務部文書課)